

# 定 款

乾汽船株式会社

# 定 款

## 第一章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当会社は、乾汽船株式会社と称し、英文ではInui Global Logistics Co., Ltd. とするす。

### 第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉庫業
2. 貨物自動車運送事業
3. 貨物利用運送事業
4. 通関業
5. 不動産の売買、賃貸借、リース、レンタル、仲介および管理
6. 不動産特定共同事業法に基づく事業
7. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
8. 建築工事の請負ならびに設計および監理業
9. スポーツ施設の経営およびこれに付帯する業務
10. ホテル、旅館、飲食、観光ならびに文化娯楽施設等の所有、貸借および経営
11. 荷役用機材および梱包用資材の販売
12. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
13. コンピューターシステムの売買・コンサルティング・設計・開発・運用および機器の販売の業務

14. 物品の仕分け、値札の貼付、梱包および発送業務の請負
15. 事業上関係ある他会社に対する投資
16. 海運業
17. 船舶代理業
18. 海運仲立業
19. 船員派遣業
20. 船舶、船用機器および資材の売買、賃貸借、リース、レンタルおよびその仲介業
21. 木材、園芸用品、肉類、水産物、酪農品、果物等の輸出入業務および仲介業
22. 他の事業に対する資金の貸付、債務の保証および投資
23. 前各号に付帯する一切の業務

#### 第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

#### 第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### 第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第二章 株式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

### 第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### 第 10 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### 第 12 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主提案権その他の株主の権利行使に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

#### 第 13 条 (基 準 日)

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第三章 株主総会

#### 第 14 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。

## 第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。
- ③議長は、総会の秩序を維持するため、必要な命令を発し、これに従わない者に対しては、会場から退去させることができる。

## 第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第 18 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 19 条 (議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

- ②株主総会の議事録はその原本を 10 年間本店に備え置くほか、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

### 第四章 取締役および取締役会

#### 第 20 条 (員数)

当会社の取締役は、7 名以内とする。

#### 第 21 条 (選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 22 条 (任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### 第 23 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

③取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。

### 第 24 条 (取締役会の権限)

取締役会は、特に法令および本定款で取締役会の権限として定められた事項のほか、業務執行上の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

### 第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

③取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

④取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### 第 26 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

### 第 27 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 28 条 (議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。

②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

## 第 29 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 30 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 31 条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

# 第五章 監査役および監査役会

## 第 32 条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

## 第 33 条 (選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 34 条 (任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

### 第 35 条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### 第 36 条 (監査役会)

監査役会は、監査役全員をもって組織する。

### 第 37 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### 第 38 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第 39 条 (議事録)

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。

②監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

### 第 40 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第 41 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 42 条 (監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第六章 会計監査人

### 第 43 条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第 44 条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 45 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第七章 計算

#### 第 46 条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 47 条 (剰余金の配当の基準日)

株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第 48 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第八章 買収防衛策

### 第 49 条 (買収防衛策の導入および発動)

当会社は、当会社の企業価値および株主共同の利益が不  
当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導  
入することができる。

- ②買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項に  
ついては取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に  
よる委任に基づく取締役会の決議により定める。

### 第 50 条 (買収防衛策の導入および廃止)

当会社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総  
会の決議を得なければならない。

- ②当会社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛  
策を廃止することができる。

### 第 51 条 (買収防衛策の有効期限)

前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。

- ②前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかつた場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。

以 上

30. 6. 22